

各 位



平成27年5月13日
名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社 木曾路
取締役社長 松原 秀樹
(コード番号 8160 東証1部・名証1部)
問合せ先 取締役企画部長 大橋 浩
(TEL. 052-872-1811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的とした社外取締役の選任に伴い、現行定款第21条（取締役の員数）につきまして、員数の増加を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、非業務執行取締役ならびに監査役との責任限定契約を締結できることとなりました。これに伴い、非業務執行取締役ならびに監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第26条ならびに第33条を新設するものであります。なお、第26条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月25日（木）
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日（木）

以 上

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第21条（取締役の員数） 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条～第31条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第32条～第45条 （条文省略）</p>	<p>第21条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。</p> <p><u>第26条（取締役の責任免除）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条～第32条 （現行どおり）</p> <p><u>第33条（監査役の責任免除）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第34条～第47条 （現行どおり）</p>